

3. 住宅のバリアフリー化の推進

(1) 設計、設備の面で障害のある人に配慮した住宅の供給

ア 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進

新設される全ての公営住宅、都市再生機構賃貸住宅、改良住宅及び公社賃貸住宅について、原則として障害のある人の心身の特性に応じた設備等の設置に配慮し、バリアフリーを標準仕様としている。また、既設のものについても、建替えや改善を行うことによりバリアフリー化を進めている。

なお、障害のある人向けの公営住宅の建設に当たっては、規模の大きなものや特別の設備を設置するものに対しては、工事費に係る助成の限度額を特例的に引き上げている。

イ 障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進

障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックを形成するため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」により、身体機能が低下した場合にも住み続けられるような住宅の設計上の配慮事項を示している。

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業におけるフラット35Sでは、バリアフリー性等が優れた住宅について、融資金利の引下げを行っている。

(2) 住宅リフォーム

障害のある人等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、障害のある人等の居住の安定の確保を図るため、障害のある人等が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税額や固定資産税額を軽減する特例措置を設けている。

また、長期優良住宅化リフォーム推進事業において、住宅の長期優良化に資するリフォームと併せて行うバリアフリーリフォームについても支援を行っている。

既存住宅ストックを障害のある人の生活や家族の介護に配慮した住みやすいものへと改修することが可能となるよう、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、高齢化対応住宅リフォーム及び介護保険における住宅改修に関するテキストを作成し、増改築相談員の研修カリキュラムに盛り込んでいる。

住宅リフォームを行うに当たっては、住宅分野と保健福祉分野の連携による適切な相談体制の確立が必要である。このため、関係省庁間の密接な連携の下、国及び地方公共団体において、障害のある人が住みやすい住宅増改築、介護機器についての相談体制を整備している。

■ 図表5-3 障害のある人を含む障害世帯向け住宅建設戸数（公営住宅、都市再生機構賃貸住宅）

年度	公営住宅建設戸数	都市再生機構（旧公団）賃貸住宅の優遇措置戸数
平成16年	132	2,157
平成17年	128	1,282
平成18年	107	1,663
平成19年	66	686
平成20年	70	537
平成21年	102	674
平成22年	97	387
平成23年	83	144
平成24年	36	213
平成25年	20	103
平成26年	59	67
平成27年	54	183
平成28年	49	36

注1：都市再生機構（旧公団）賃貸住宅の優遇措置戸数には、高齢者及び高齢者を含む世帯等に対する優遇措置戸数を含む。

注2：優遇措置の内容としては、当選率を一般の20倍（平成20年8月以前は10倍）としている。

資料：国土交通省

4. 建築物のバリアフリー化の推進

(1) 官庁施設のバリアフリー化

官庁施設の整備においては、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保など、障害のある人をはじめ全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。

(2) 人にやさしい建築物の整備

すべての人に利用しやすい建築物を社会全体で整備していくことが望まれており、デパート、ホテル等の多数の人々が利用する建築物を、障害のある人等が利用しやすくするためには、段差の解消、障害のある人等の利用に配慮したトイレの設置、各種設備の充実等を図る必要がある。

建築物のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法においては、出入口、通路、トイレ等に関する基準（建築物移動等円滑化基準）を定め、不特定多数の者が利用し、又は主として障害のある人等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して基準適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては基準適合の努力義務を課している。さらに、地方公共団体による同法に基づく条例による、義務付け対象となる建築物の追加、規模の引き下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を推進している。

また、障害のある人等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準（建築物移動等円滑化誘導基準）を定めており、同基準を満たし、所管行政庁により認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）に対して支援措置等を講じている。

(3) バリアフリー法に伴う助成等

建築物のバリアフリー化を推進するため、上述の建築物移動等円滑化基準に基づき特定建築物の建築主等への指導・助言を行っている。

また、認定特定建築物等のうち一定のものについては、障害のある人等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）により支援している。

地方公共団体が行う、公共施設等のバリアフリー化についても支援している。

総務省では、地方公共団体が実施する公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業等について、平成30（2018）年度より、公共施設等適正管理推進事業債にユニバーサルデザイン化事業を追加し、財政措置を講じることとしている。

(4) 表示方法の統一

ア 点字表示

多くの公共施設等で、点字による情報提供において、表示方法の混乱を避けつつ更なる普及を図るため、「高齢者・障害者配慮設計指針-点字の表示原則及び点字表示方法-公共施設・設備（JIS T0921）」を平成18（2006）年に制定した。また、平成21（2009）年には消費生活製品に関して、「高齢者・障害者配慮設計指針-点字の表示原則及び点字表示方法-消費生活製品の操作部（JIS T0923）」を制定したが、規格を利用する際の利便性を向上させるため、平成28（2016）年度にJIS T0923をJIS T0921に統合し、JIS T0921を「アクセシブルデザイン-標識、設備及び機器への点字の適用方法」へと改正した。

イ 案内用図記号

不特定多数の人々が利用する交通施設、観光施設、スポーツ文化施設、商業施設などの公共施設や企業内の施設において、文字や言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形（案内用図記号）は、一見してその表現内容を理解できる、遠方からの視認性に優れている、言語の知識を要しないといった利点があり、一般の人だけでなく、視力の低下した高齢者や障害のある人、さらに外国人等でも容易に理解することができ、文字や言語に比べて優れた情報提供手段である。

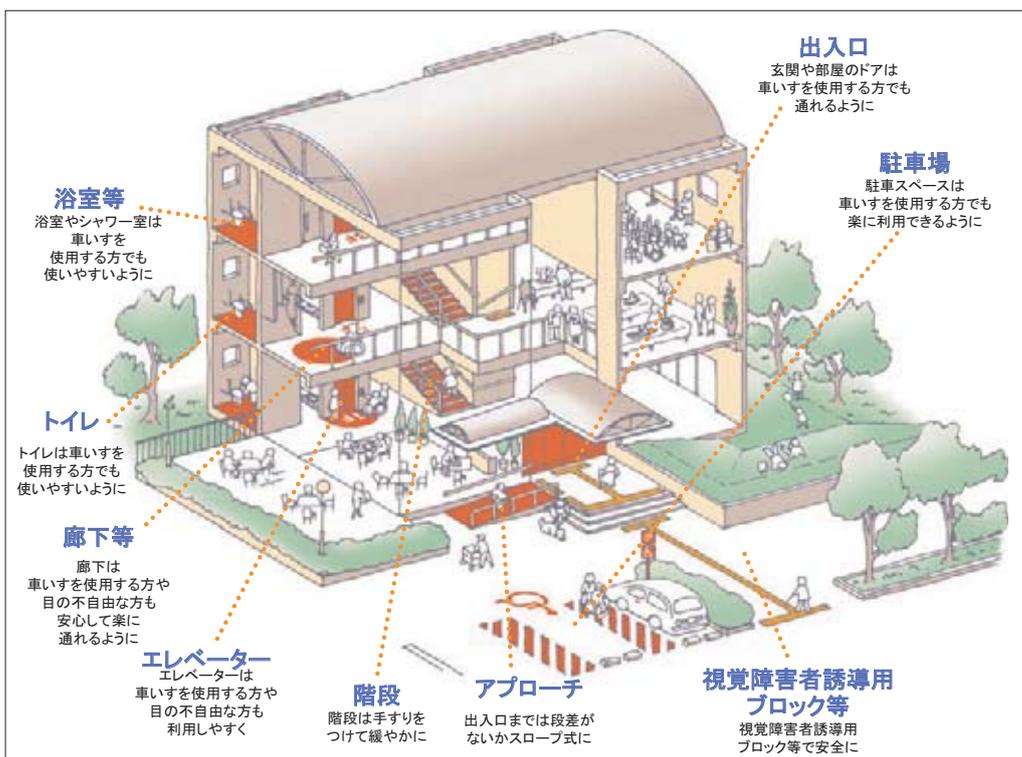
JIS Z8210について、平成27（2015）年5月には「ベビーカーが利用できる施設を表示する図記号」及び、「ベビーカーの使用を禁止する場合に表示する図記号」を追加し、併せて、当該図記号の使用方法を参考に記載するための改正を行った。また、平成28（2016）年3月にも改正し、「土石流注意」等、2つの注意図記号及び「洪水／内水氾濫」等、5つの災害種別一般図記号を追加した。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に外国人観光客の増加が見込まれることから、外国人観光客などにも、より分かりやすい図記号にするため、平成29（2017）年7月にも改正し、国際規格との整合化の観点から7つの図記号について変更するとともに、15種類の図記号及び外見からは障害があることが分かりにくい人が周囲に支援が求めやすくする「ヘルプマーク」の図記号を新たに追加した。

災害種別避難誘導標識システムについては、平成26（2014）年9月に制定した「津波避難誘導標識システム」のJIS Z9097を基に、洪水、内水氾濫、高潮、土石流、崖崩れ・地滑り及び大規模な火事にも素早く安全な場所に避難することが可能になるように、避難場所までの道順や距離についての情報を含んだ標識を、避難場所に至るまでの道のりに一連のものとして設置する場合に考慮すべき事項について規定したJIS Z9098を平成28年3月に制定した。また、同年10月にこれらをISO（国際標準化機構）に提案した。

ウ 公共トイレ、触知案内図

視覚障害のある人が、鉄道駅、公園、病院、百貨店などの不特定多数の人が利用する施設・設備等を安全で、かつ、円滑に利用できるようにするため、「高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置（JIS S0026）」、「高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法（JIS T0922）」及び「高齢者・障害者配慮設計指針—触覚情報—触知図形の基本設計方法（JIS S0052）」を制定している。

■ 図表5-4 建築物のバリアフリー化



第5章第1節 4. 建築物のバリアフリー化の推進

／国土交通省

TOPICS

ホテル・旅館、観光地のバリアフリー化

ホテル・旅館のバリアフリー化については、平成29（2017）年3月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」を改正し、国土交通省のホームページに公開したところである（URL：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html）。

本改正においては、車いす使用者用客室だけでなく、一般客室におけるバリアフリー化も促進するため、バリアフリーに配慮した一般客室の設計標準を追加するとともに、既存客室の様々な制約を解決しながら改修を進めるため、合理的・効果的なバリアフリー改修方法を提示した。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害のある人等がより円滑にホテル・旅館を利用できる環境を整備するため、ホテル等のバリアフリー客室数の基準の見直しについて、平成29年12月に設置した検討会において検討を開始し、平成30（2018）年夏を目途に方向性を取りまとめることとしている。また、施設のバリアフリー情報発信のあり方について検討を開始した。

観光地のバリアフリー化については、観光地のバリアフリー情報の提供促進に向けて、バリアフリー指標の評価を行うマニュアルの作成を進め、利用者が各観光地のバリアフリー評価結果を手軽に比較できるように、平成31（2019）年度からポータルサイト等による一元的な情報提供を実現することを目指している。

【ホテル・旅館】

- 客室数の基準（政令）の見直しについて、平成29年12月に検討会を設置。平成30年夏を目途に取りまとめ予定。
- 建築設計標準（平成29年3月改正）について、新たにホテル・旅館の一般客室の改修例等を追加。本改正に沿った客室の改修等について、建築士に加え、ホテル業界にも働きかけを実施。
- 平成29年度から施設のバリアフリー情報の提供について、検討を開始した。

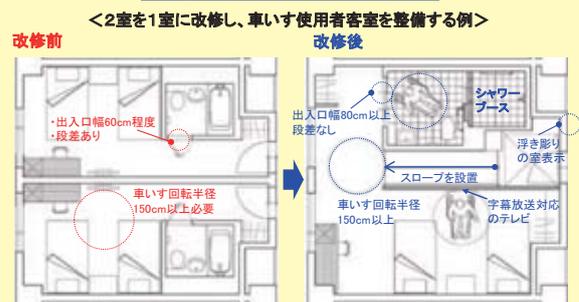
改修例 (客室段差解消)



改修例 (介助用リフト付風呂)



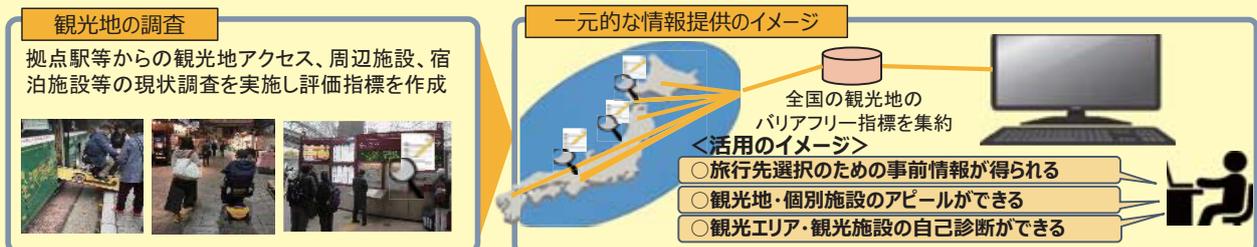
建築設計標準改修例



【観光地】

- 観光地のバリアフリー情報提供促進について、評価マニュアルを作成するほか、平成31年度にポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。
- 観光事業者向け接遇マニュアルについて、平成29年度に作成し、各業界の実施する研修等で活用できるよう公表した。

<観光地のバリアフリー情報提供の促進>



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

付録

索引

TOPICS

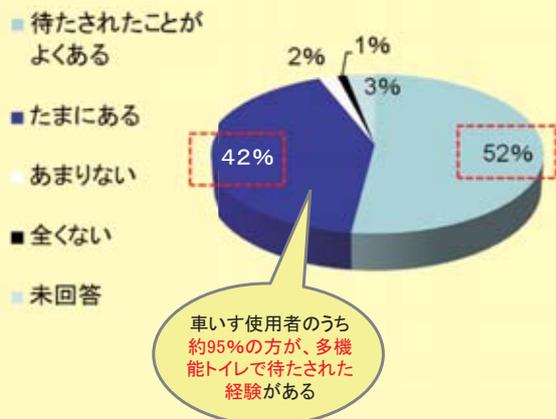
公共交通機関・建築物等のトイレのバリアフリー化

高齢者、障害のある人等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するためには、高齢者、障害のある人等が支障なくトイレを利用できる環境を整備することが重要である。このため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」では多機能トイレへの利用集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、必要な各設備（オストメイト用設備や乳幼児連れに配慮した設備等）を個別機能トイレへ分散することを促進する「建築設計標準」の改正を平成29（2017）年3月に行ったところである。

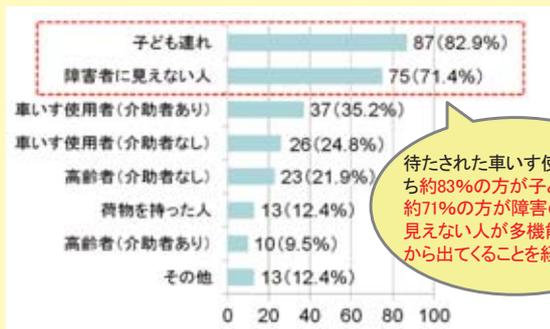
また、公共交通機関のトイレについても多機能トイレの機能分散を進めるため、公共交通移動等円滑化基準について、平成29年度に改正した。さらに、多機能トイレについて、真に必要な人が必要ときに使用できるように、利用マナーの改善に向けたキャンペーン等の啓発活動も推進している。

多機能トイレについて利用者の困りごと(平成23年アンケート調査結果から)

【多機能トイレで待たされた経験】



【多機能トイレで待っていた時に多機能トイレから出てきた方(複数回答)】



建築設計標準の改正(多機能トイレの機能分散)

